

東京電力福島第一原子力発電所事故時の
防災業務関係者等に対する
原子力災害対策本部の対応について

(公財)原子力安全研究協会
杉浦紳之

平成27年10月26日

目次

- 警戒区域への一時立入許可基準
(平成23年4月23日、原子力災害対策本部長)
 - 参考資料: 申請書、作業計画書、同意書
 - 避難区域への一時帰宅に関する助言
(平成23年3月28日、原子力安全委員会緊急技術助言組織)
- 当時の対応について
 - 申請手続き、線量管理、出入管理 など

警戒区域への一時立入許可基準 (平成23年4月23日、原子力災害対策本部長)

1 基本方針

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づき福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定された警戒区域への一時立入りについては、原則として、①立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、②警戒区域内に居住する者であって、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者を対象とする。

2 一時立入りの対象者の条件

(1) 立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者

個別に市町村長が原子力災害現地対策本部長と調整の上、公益性が認められる場合には、立入態様に関する条件を付して一時立入りを許可する。

(2) 警戒区域内に居住する者であって、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者

当面、一世帯1名を限度とする。また、15歳未満の子ども及び高齢、病弱その他の理由により移動に何らかの支援を必要とする者は対象としないものとする。

警戒区域への一時立入許可基準 (平成23年4月23日、原子力災害対策本部長)

3 一時立入りの範囲及び条件

(1) 警戒区域において、立入りを認めない地域は、次のとおりとする。

- ① 福島第一原子力発電所から半径3km 圏内の区域
- ② 高い空間線量率等により立入りのリスクが大きいと考えられる区域
- ③ 今般の津波により被害を受けた地域であり、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域

(2) 警戒区域内の滞在については、原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」(平成23年3月28日)を踏まえ、立入者の受ける線量が一回当たり最大1.0mSv以内とすることを条件とする。

(3) 一時立入りの前に実施する当該区域内のモニタリング結果や一時立入りの当日に実施する空間線量率の計測結果等を踏まえながら、必要に応じて立ち入る範囲及び時間の調整を行う。

警戒区域への一時立入許可基準 (平成23年4月23日、原子力災害対策本部長)

4 当日の一時立入り可否の判断

当日の一時立入りの可否については、原子力災害現地対策本部長が、原子力発電所の状況や気象条件等を踏まえ判断し、実施市町村及び県に伝達する。

5 一時立入りに関するリスクの周知

警戒区域への一時立入りの実施に当たっては、汚染の可能性を含めてリスクが存在することについて周知し、一時立入り者の理解をあらかじめ得ることとする。

6 立ち入る際の装備

立入りに当たっては、原子力安全委員会の助言を踏まえ、個人線量計を着用するとともに、タイベック・スーツ又は雨合羽、放射性物質の吸入及び汚染防止のために必要なマスクその他の装備を着用することとする。

警戒区域内の移動に供する車両等についても、原子力安全委員会の助言を踏まえ、必要な養生を行う。

責任者は、緊急時に備えて、所要量の安定ヨウ素剤を携行する。

警戒区域への一時立入許可基準 (平成23年4月23日、原子力災害対策本部長)

7 スクリーニング

スクリーニングについては、あらかじめ定めた実施場所において、原子力安全委員会の助言に基づき実施する。スクリーニングの結果、基準値を上回った場合には除染を行うものとする。

8 (警戒区域内の住民の一時立ち入りに関する規定のため、略)

9 その他

この許可基準に規定する事項の細則及びその他一時立入りの実施に必要な事項については、原子力災害現地対策本部長が定める「警戒区域への一時立入実施計画」によることとする。

公益立入りに関する警戒区域への 一時立入り申請書

<記載事項>

1. 申請者
組織名、代表者名、担当者名、住所、連絡先を記載
2. 一時立入りをする日
3. 一時立入りをする場所
4. 一時立入りをする者
5. 一時立入りをすることによる公益
公益を伴う事業(例:警戒区域内の震度計の補修等)
6. 作業内容等
別途作業計画書を添付(記載例あり)
7. 一時立入り者の同意書(一時立入りをする者全員)
事業者及び立入り者(個人)の同意書(記載例あり)

一時立入り申請書に添付する作業計画書(記載例)

作業計画書

7

1. 作業内容

- ・富岡町役場に設置されている震度計の修繕

2. 搬出物品の種類と量(搬出する物がある場合)

- ・〇〇〇 〇〇台

3. 作業実施者(5人)

所属	氏名	備考
富岡町役場	〇〇 〇〇	090-0000-0000
同上	〇〇 〇〇	
同上	〇〇 〇〇	090-0000-0000
同上	〇〇 〇〇	
同上	〇〇 〇〇	

4. 使用車両等

車種(色)	車両番号
トヨタ〇〇〇〇(赤)	いわき 800 〇 0000
トヨタ〇〇〇〇(銀)	いわき 33 〇 0000

5. 立ち入る際の装備

防護服・マスク等5組 準備済み

6. 立入り現場における放射線管理

個人線量計により、自ら実施可能

7. スクリーニング及び除染

郡山市体育館にてスクリーニング及び除染を実施

8. 作業予定

日	時	実施内容
〇月〇日	7時30分頃	ビッグパレット出発
	9時00分頃	国道288号線上の検問所通過
	10時00分頃	富岡町着
	10時00分頃	役場にて作業
	15時00分頃	富岡町出発
	16時00分頃	国道288号線上の検問所通過
	16時30分頃	郡山市でスクリーニング・除染
	17時30分頃	ビッグパレット着 作業終了
	18時00分頃	町長へ実施の報告

一時立入り終了後の報告書（記載例）

平成23年5月〇〇日

富岡町長 遠藤 勝也 様

富岡町災害対策本部

〇〇 〇〇〇〇

警戒区域への一時立入りについて（報告）

平成23年5月〇〇日付けで許可を受けた標記の件について、平成23年5月〇〇日に実施したので、下記のとおり報告いたします。

1. 立入り日時：平成23年5月〇〇日（〇）10:30～14:20
2. 立入り者：富岡町災害対策本部〇〇ほか〇名
3. 作業内容等：①震度計の補修
富岡町役場庁舎内に設置された震度計の復旧作業
4. スクリーンショット：郡山市体育館にて問題なし。（携帯線量計値8～12マイクロシーベルト）
5. その他：震度計の調査のみで終了したため、再度修復作業を要する。

個人及び事業者の同意書(記載例)

同意書

私(一時立入者)は、警戒区域への一時立入りにあたり、以下の事項について確認し、同意します。

1. この区域が危険であることを十分認識し、自己の責任において立入ります。
2. 警戒区域を出る際には、確実にスクリーニング及び必要な場合の除染を行うとともに、物品を持ち出す場合には、現場において積み込みの前に放射線測定を行い、汚染されていないもののみを持ち出します。
3. 事前に提出した作業計画を守ります。
4. 立入場所(立入場所までの往復を含む)においては、災害応急対策に従事する担当官の指示及び安全管理のために同行する者の指示に従います。

記入日：平成 年 月 日

本人署名

同意書

_____は、職員(契約に基づき警戒区域への一時立入りを実施する者を含む。)による警戒区域への一時立入りにあたり、以下の事項について確認し、同行します。

1. 警戒区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。
2. 警戒区域を出る際には、確実にスクリーニング及び必要な場合の除染を行わせるとともに、物品を持ち出す場合には、現場において積み込みの前に放射線測定を行わせ、汚染されていないもののみを持ち出させます。
3. 事前に提出した作業計画を遵守させます。
4. 立入場所(立入場所までの往復を含む)においては、災害応急対策に従事する担当官の指示及び安全管理のために同行する者の指示に従うようにさせます。

記入日：平成 年 月 日

法人・組織名

代表者署名

避難区域への一時帰宅に関する助言（抄）

（平成23年3月28日、原子力安全委員会緊急技術助言組織）

避難区域内に立ち入ることについては、原子力安全委員会としては、あえて避難区域に立ち入ることにより被ばくリスクの増加をもたらすこととなるためお奨めできません。

しかしながら、不要な被ばくは避けるべきではありますが、自らの判断として、一時帰宅をすることにより、被ばくを考慮しても用務をすることにメリットがあり一時帰宅を希望されるのであれば、被ばくの程度を極力低いものとするため、以下について十分に留意のうえ一時帰宅を実施することを助言します。

なお、国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告では、その被ばくの状況が、直接の便益を個人が受ける状況下においては1mSvより大きく20mSvまでの「参考レベル」のバンドが適用されるとしています。

避難区域への一時帰宅に関する助言(抄)

(平成23年3月28日、原子力安全委員会緊急技術助言組織)

(基本的考え方) 略

(実施にあたっての注意事項)

1 避難区域内のモニタリングによって得られた線量レベルに基づき、1mSv以下となるよう滞在時間を計画することが望ましい。このため全員が個人線量計を着用し、自己管理を行う。

2~7 略

8 移動に供するバス等は座席、フロア等をビニルシート等で養生する。

9 立入り終了後は、ビニルコート等は廃棄し、身体及び持ち出す物品の汚染検査を行って100,000CPM以下であることを確認する。

以下、略

当時の対応について

- 申請手続き
- 線量管理
- 出入管理
- その他